



## いばらきダイバーシティ宣言

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化しております。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要であると考えます。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められています。

私たちは、ダイバーシティ社会の実現に向けて次のことに取り組むことをここに宣言します。

弁護士法人小杉法律事務所では交通事故・労災・学校事故・介護事故・スポーツ事故・医療過誤などの損害賠償請求事件の被害者側を専門的に取り扱っており、中でも、障害者の方が事故に遭われてしまった例について重点的に取り扱っております。

障害者の方が事故に遭われてしまった場合、障害者被害者の方の慰謝料や逸失利益の金額は低く認定されるという運用がなされています。後遺障害を有している人も、既往症を有している人も、後遺障害や既往症を有していない人と平等であるという世界人権宣言の解釈のもと、当事務所は、こうした不当な障害者差別に対して、断固として戦っていきます。

弁護士法人小杉法律事務所は、ダイバーシティ社会の実現に向けて、障害者差別的な運用に対して、判決獲得による是正や、新聞掲載等を通じて、変更を促す活動を続けていくことを、ここに宣言します。

令和7年11月18日

弁護士法人小杉法律事務所

代表社員弁護士 小杉 晴洋